

議事要旨(2) 企業会計基準「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」について

標記の会計基準及び適用指針は、第94回企業会計基準委員会(平成17年12月2日開催予定)において最終公表の議決を予定している。今回は、秋葉統括研究員より、会計基準及び適用指針の文案に基づき、貸借対照表表示検討専門委員会における検討状況の説明がなされた。前回(第91回)の企業会計基準委員会で使用した会計基準の文案からの主な変更箇所及び適用指針の公開草案からの主な変更箇所は以下のとおりである。

繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載することとなっても、本会計基準の適用による表示の変更と、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法とは矛盾するものではない旨の説明を、会計基準の結論の背景から適用指針の結論の背景に移すとともに、専門委員会での指摘を踏まえ、為替予約等の振当処理における直先差額のうち次期以降に配分される額については、本会計基準の適用によっても、従来と同様に、資産の部または負債の部に記載されることを併せて明確にした。

会社法施行日以後終了する年度の財務諸表から適用する(当該中間期には適用していない)場合でも、いわゆる中間・年度の首尾一貫性が保持されていない場合には該当しない点を会計基準の結論の背景で示した。

在外子会社で計上されている新株予約権の換算に関する設例(設例2)に、「在外子会社が発行する新株予約権を親会社が全額引受けている場合」に加え「在外子会社が発行する新株予約権を親会社以外の第三者が全額引受けている場合」を追加した。

これに対して委員等からなされた主な発言及び対応の方向性は以下のとおりである。

- ・ 会計基準案における個別貸借対照表上の利益剰余金の区分について、本文の表現も結論の背景と同じ書き方がよいのではないかという意見を受け、検討することとした。
- ・ については、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理がどうなるかを明確にしたうえで、さらに具体的に、直先差額の期間配分額のことについて触れるべきではないかという指摘があったが、まずヘッジ会計は、税効果の調整を除き、現在の金融商品会計基準の適用に変更はないことが示されており、また、本会計基準及び適用指針の適用上問題となるのは、特に為替予約等の振当処理に係る直先差額の次期以降への配分額だけであるという認識であるため、その趣旨がわかるよう表現を工夫することとした。

以上